

**公立大学法人金沢美術工芸大学財務会計等システム構築業務委託  
プロポーザル実施要領**

**1 趣旨**

公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）は、令和6年度から会計監査人監査受検が必須となり、財務事務及び人事給与事務の正確性向上及び効率化が喫緊の課題である。また、現在は地方独立行政法人会計基準に対応した財務会計・人事給与システムを平成22年より運用しているが、現行の財務会計システムはハードウェア及びソフトウェアのメーカーサポートが順次終了する状況にあることや、財務会計・人事給与システム間での連携が十分とは言えず、事務のさらなる効率化を図るため事務処理のデジタル化を推進したいと考えている。

そこで、本学は会計業務及び人事給与業務の安定的かつ効率的な運用を確保するため、財務会計システムの更新導入に併せて、人事給与の計算や支給に関するシステム、入学金や授業料等の納付金を管理するシステム、サービス管理に関するシステムや財務帳票を始めとする起案文書などの電子決裁を行うシステム等の複数のシステムを連携したシステム（以下「財務会計等システム」という。）として一括で導入するものとする。

また、財務会計等システムの導入によって、操作性の向上はもちろん、入力自動化やシステム間の自動連携等を図ることで、教職員の事務負担の軽減を目指すものとする。

**2 提案を公募する業務の概要**

(1) 業務名

公立大学法人金沢美術工芸大学財務会計等システム構築業務委託

(2) 構築業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(4) 業務内容

公立大学法人金沢美術工芸大学財務会計等システム構築業務委託仕様書(別紙1)による。

(5) 提案上限金額

69,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

・初期費用のみの上限額とする。

・提案上限額は上記のとおりだが、5年間のシステム保守料、システム利用料及び機器保守料は審査の対象とする。

(6) スケジュール

日付	内容
令和8年4月17日(金)	公告
令和8年4月28日(火)	受審資格申請にかかる参加申込書の提出期限
令和8年5月1日(金)	受審資格審査結果通知
令和8年5月18日(月)	質問書提出期限
令和8年5月26日(火)	質問書に対する回答
令和8年6月2日(火)	企画提案書提出期限
令和8年6月18日(木)	プレゼンテーション審査
令和8年6月下旬	審査結果の通知
令和8年7月上旬頃	受託予定者との協議打ち合わせ ⇒ 契約締結

### 3 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げる条件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たすものとして、「7 受審資格の確認に関する事項」により受審資格審査で受審資格を認められた者（以下「受審資格者」という。）とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) この公募型プロポーザル実施の公告の日から、契約締結の日までにおいて、本学、国又は金沢市を含む地方公共団体から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (3) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 過去10年以内（平成28年4月1日以降）に、複数の公立大学法人において、財務会計等システムの導入及び稼働実績を有する者。

### 4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、受託予定者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、又は該当していることが判明した場合は、受託予定者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) 審査結果通知日までに、受審資格者が前記3の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を超える場合
- (3) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (4) 複数の企画提案書を提出した場合
- (5) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (10) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

### 5 プロポーザル実施要領の交付等に関する事項

- (1) 本実施要領の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地並びにこのプロポーザルに関する問合せ先  
〒920-8656 石川県金沢市小立野2-40-1  
公立大学法人金沢美術工芸大学事務局 総務係  
TEL 076-262-3531 FAX 076-262-6594  
電子メール admin@kanazawa-bidai.ac.jp（本学代表アドレス）
- (2) 本実施要領は、本学ホームページ（<https://www.kanazawa-bidai.ac.jp/>）で公開する。

### 6 質問の受付及び回答

業務に関する質問がある受審資格者は、令和8年5月18日(月)12時までに電子メール(様式別添)で提出すること。

(1)送付先

5(1)の電子メールと同じ

(2)質問に対する回答は、参加申込者全員に対し、令和8年5月26日(火)17時までに電子メールにより行う。

## 7 受審資格の確認に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、所定の参加申込書などの必要書類を添えて受審資格の確認について申請しなければならない。

(1)提出書類

ア 参加申込書(様式1)

イ 法人等の概要(様式2)

ウ 会社の組織体制がわかる資料、パンフレット等(様式不問)

エ 財務会計等システム構築実績(様式3)

- ・過去10年以内(平成28年4月1日以降)における公立大学法人への財務会計等システムの導入・稼働実績を記載すること。
- ・実績の契約を証明できる書類(契約書の写し等)は、企画提案書に添付して提出すること。

オ 参加資格に係る誓約書(様式4)

(2)提出期限 令和8年4月28日(火)17時

(3)提出方法 持参又は郵送によること。郵送の場合は提出期限までに到着すること。

(4)提出先 5(1)に同じ。

(5)資格確認の結果通知

上記(1)から(4)により、受審資格の確認を申請した者については、参加資格要件を審査し、その結果を令和8年5月1日(金)までに電子メールで連絡する。

## 8 企画提案書の提出

(1)作成要領 公立大学法人金沢美術工芸大学財務会計等システム構築業務提案書作成要領(別紙2)による。

(2)提出期限 令和8年6月2日(火)17時

(3)提出方法 持参又は郵送によること。郵送の場合は提出期限までに到着すること。

(4)提出先 5(1)に同じ。

## 9 企画提案の審査、業者の選定及び選定結果通知

(1)審査 企画提案の審査及びこれに基づく業者の選定は、別に定めるプロポーザル審査要領により行う。なお、プロポーザル審査要領は、受審資格者に対し、別途通知する。

(2)審査結果 審査結果は、審査終了後できるだけ速やかに通知する。

(3)審査経緯 審査経緯については公表しない。

## 10 プレゼンテーション審査の実施

(1)日時 令和8年6月18日(木)

1社につき30分(説明20分、質疑応答10分)とする。

なお、各社の時間割については別途連絡する。

(2)場所 公立大学法人金沢美術工芸大学

(3)準備物 プレゼンテーションの際、パソコンを使用する場合は、参加者がパソコン

- を準備すること。マイク、プロジェクター、スクリーンは本学で準備する。
- (4) 審査方法 審査要領による。
- (5) 受託予定者 審査において、最も優れた提案を行ったと認められた者を受託予定者とする。

### 1 1 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、審査終了後に企画提案書を提出した受審資格者全員に通知する。
- (2) 審査結果に関する質問は受け付けない。

### 1 2 契約の締結

本学は、受託予定者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、受託予定者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、本学と受託予定者との間で契約を締結する。

なお、次の場合には、本学は契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 受託予定者として選定されたものが、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実にないおそれがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損う行為等により、委託が不可能又は著しく不適當となるような事情が生じた場合

### 1 3 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めない。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本学に協議の上、その承諾を得ること。

### 1 4 その他

- (1) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた資料は一切受け付けない。
- (2) 提出された受審資格のための書類や企画提案書は返却しない。
- (3) 受審資格審査を含み、本実施要領に基づき企画提案に要した経費は全額提案者負担とする。